第669回兵庫地方最低賃金審議会

議事録

	HT 1. 54
	令和6年7月19日(金)
	9時 58分~11時 34分
	兵庫労働局 第3共用会議室
公益委員	梅野会長、坂本委員、桜間委員、山口委員
労働者委員	岩﨑委員、小西委員、檀上委員、堀井委員
使用者委員	谷口委員、松岡委員、松下委員、吉川委員
事務局	赤松労働局長、岡本労働基準部長、安積賃金室長、 飯田賃金指導官、山中労働基準監督官、小川労働基準監督官

- (1) 兵庫県特定最低賃金の改正の必要性の諮問等について
- (2) 特定最低賃金の金額改正の必要性の有無にかかる審議の進め方について
- (3) 事業場からの意見聴取について
- (4) 実地視察の報告について
- (5) その他

議事内容

○飯田賃金指導官

おはようございます。

定刻より少し早いですが、皆様お揃いになりましたので始めさせていただきます。 各委員の皆様、お忙しい中、ご出席ありがとうございます。

本日は、千田委員、森田委員、倉本委員がご欠席ですが、最低賃金審議会令第5条第 2項の規定による定足数を充足しておりますことをご報告させていただきます。

それでは、梅野会長、これからの議事進行をよろしくお願いいたします。

○梅野会長

ただ今から、第669回兵庫地方最低賃金審議会を開会します。

本日の審議会は、公開としております。

傍聴される方々におかれましては、受付でお渡ししております遵守事項、これに記載されているとおり注意事項を守って傍聴いただき、円滑な議事進行にご協力をお願いたします。

また、本日後半部分に予定している事業場からの意見聴取について以降は、個人情報や企業情報を保護する必要があるため、非公開といたします。よろしくお願いいた

します。

本日の議題は、次第のとおり、5つ予定しています。

まず、議題の1番「兵庫県特定最低賃金の改正の必要性の諮問等について」です。 事務局は諮問の準備をお願いします。

○飯田賃金指導官

それでは、諮問文を局長から会長にお渡しします。

(局長から会長へ諮問文を手交)

○梅野会長

ただ今、局長より7件の特定最低賃金改正決定の必要性の有無及び改正決定にかかる諮問を受けました。

では、事務局は諮問文の読み上げをお願いします。

○飯田賃金指導官

兵庫地方最低賃金審議会

会長 梅野 巨利 殿

兵庫労働局長

赤松 俊彦

兵庫県塗料製造業最低賃金ほか6件の改正決定の必要性の有無及び改正決定について(諮問)

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり、下記1から7の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、法第15条第2項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 兵庫県塗料製造業最低賃金
- 2 兵庫県鉄鋼業最低賃金
- 3 兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業 最低賃金
- 4 兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機 械器具製造業最低賃金
- 5 兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 6 兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金
- 7 兵庫県自動車小売業最低賃金

なお、諮問文に記載の「別添」というのは、特定最賃業種の申出書とその添付書類になりますが、個別企業の賃金がそれぞれ記載されているため、諮問文の写しには添付しておりません。

本日皆様には、その申出書のかがみの写しを資料2、申出書の添付書類を要約した ものを資料3、そして、その申出全体の内容をまとめたものを資料1として、お配り しております。以上でございます。

○梅野会長

今の説明に関して、質問等はございますでしょうか。

○各委員

(特になし)

○梅野会長

それでは、この諮問に関して説明をお願いします。

○安積賃金室長

では、事務局より説明させていただきます。

まず、特定最低賃金の申出について、ご説明いたします。

お手元に最低賃金決定要覧をお持ちの方は、その 91 ページから 94 ページまでをご 覧いただきたいと思います。

現在、兵庫県におきましては、9件の特定最低賃金が設定されており、今回はこの うち7件の最低賃金につきまして、改正の申出が行われたということでございます。

申出の要件につきましては、同じ要覧の203ページ以降をご覧ください。

新産業別最低賃金の運用方針に関しまして、203ページの昭和57年の中央最低賃金 審議会の答申において、また205ページには昭和61年の中賃での運用方針のポイント 等が書かれております。

それらにつきまして、要約してご説明させていただきます。

まず、特定最低賃金の申出につきましては、書面により申出を提出することが必要とされております。

その申出の形式としましては、労働協約のケースと公正競争のケースの2つの形式があります。

まず、労働協約のケースというのは、同種の基幹的労働者の相当数について、最低 賃金に関する労働協約が適用されている場合、すなわち労働組合があって、その組合 員労働者に対する賃金の最低額を定める協約がある場合について、申出を受ける場合 となります。

もう一つの公正競争のケースというのは、必ずしも労働組合でなくても良いわけで すが、事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹的労働者の最低賃金を設定する 必要があることを理由として申出を受けるケースとなります。

以上、2つのケースがありまして、申出につきましては、どちらのケースでも可能 とはなっておりますが、中央最低賃金審議会の報告におきましては、「今後においても 公正競争ケースから労働協約ケースによる申出に向けて一層努めることとする。」とさ れております。

また、申出の要件といたしましては、労働協約のケースも公正競争のケースも同じで、改定の場合では、合意する労働者が適用労働者の概ね3分の1以上ということが必要となってきます。

加えまして、労働協約ケースの改正につきましては、申出いただいた中で最も低い額を定めた労働協約の最低賃金額を上回る改正はできないこととされております。

現行の各業種の特定最低賃金額よりも、申出いただいた労働協約の中の最低賃金額の方が高いということが必要となってございます。

具体的には、お手元にお配りしてあります資料1をご覧いただきたいと思います。 「令和6年度特定最低賃金申出状況一覧表」になりますが、ここにありますように、 塗料製造業等7件の特定最賃につきまして、その受理日の欄に記載しておりますとお り、6月24日から7月4日にかけて、申出をいただいております。

この一覧表の左側の申請ケースという欄をご覧ください。

申出があった7件の全てが労働協約での申請ケースとなっています。

また、その下に適用労働者数、合意労働者数、合意者割合を記載しておりまして、 その割合につきましては、37.5%から56.9%であることが認められ、概ね3分の1以 上であることを確認しております。

最も低い金額欄につきましては、赤字で記しておりますとおり、時間額で算出して 表記しております。

その下の現在適用の特定最低賃金額との差額につきましては、計量器等製造業のプラス 53 円から鉄鋼業のプラス 139 円までとなっており、それぞれの特定最低賃金の協約での最低賃金額が現行の特定最低賃金額より、全て上回っていることを確認しております。

続きまして、資料2をご覧いただきたいと思います。

こちらが、「各申出書の写し(抜粋)」となっております。

その後ろには資料3として、「合意労働者数及び最低賃金に関する協定書の金額一覧表」を添付させていただいております。

資料3につきましては、個別の組合名を伏せて、ABCと置き換えてさせていただいておりますので、確認点検のために整理させていただいたものとなってございます。

以上のことから、いずれの申出につきましても、形式的要件は具備されていること を確認させていただき、それぞれの申出を受理させていただいたということでござい ます。

続きまして、今後の特定最低賃金の審議の流れについて、ご説明させていただきます。

お手元にお配りの資料4の「<特定最低賃金編>ダイジェスト版」の3ページの「特定最低賃金の決定・改正までのプロセス」をご覧いただきたいと思います。

これは昨年度の特定最低賃金審議会の改正決定手順を示したものです。その一連の流れの表の中で、日付を記載しておりますが、これが昨年度当審議会において、実際に開催した日付となっております。

この表の左上のとおり、昨年7月6日、7日の関係労使からの特定最低賃金に係る 申出を受けまして、その右側にありますとおり7月14日に兵庫労働局長からの諮問を 行っております。

これが当審議会における特定最低賃金の審議の取り掛かりとなる諮問に当たるもので本日の審議会がこの部分に当たります。

ここで金額改正の必要性の有無についての諮問を行い、その後、必要性の調査審議 を行っております。

令和元年以前はこの必要性につきましては、本審で一括して審議を行っておりましたが、令和2年以降につきましては、それぞれ設置した各専門部会において審議をしてきております。

各専門部会でそれぞれ例年1回から3回程度の審議があった上で必要性の答申を行っており、全会一致の上で必要性ありとなれば、金額改正の審議に入っていくこととなります。

昨年であれば、この必要性の調査審議から答申までは、8月21日から9月12日までに実施しております。

金額改正につきましては、金額改正の諮問を経て、各専門部会での金額の調査審議を行います。

そこで改定額が決議されますとその改定額の答申を行っております。

昨年で申しますと、この金額の調査審議から決議につきましては、9月11日から9月28日までの間に実施しております。

決議が行われるとその後 15 日間関係労使による異議申立の期間をおいた上で、異議 申出があれば、異議審を行い、改定額の決定を行います。

そして、その改定額を官報公示した上で、昨年は12月1日の効力発生となっています。

今年につきましても、本日の特定最低賃金の諮問を皮切りに調査審議を経て、従前 同様12月1日の発効を目指すというのが大まかなスケジュールとなってございます。

簡単ではございますが、特定最低賃金の改正の流れということで説明をさせていた だきました。事務局からは以上でございます。

○梅野会長

ただ今の説明に関して、ご質問等ございますか。

○松岡委員

資料1の適用労働者数、合意労働者数の分母A分子Bの人数ですが、これは特定最 賃の適用除外者を抜いた数字になっていますでしょうか。

○山中労働基準監督官

適用除外者の数自体は基礎調査で判明した割合で算出します。

大体の割合という形で出させてもらった数にはなるのですが、基礎調査で例えば100 人に対して、適用除外者が10人いたとなりますと、適用除外者の割合は10%という ことになります。

この場合には、元の経済センサスから出た適用労働者数から、掛ける 10% した適用 除外者の数を差し引いた数が、分母Aの適用労働者数となります。

○松岡委員

はい、分かりました。

分子Bに関しても同じような感じになりますか。

○飯田賃金指導官

分子Bに関しましては、各労働組合からいただいた申出書の中に記載されている数になります。

○松岡委員

ということは、事務局ではこの分子Bに関しての確認はされていないということで、 よろしいでしょうか。

○飯田賃金指導官

はい、ここには申出いただいている数字をそのまま記載させていただいております。

○松岡委員

ありがとうございます。

○梅野会長

他に何かございますか。

○各委員

(特になし)

○梅野会長

それでは、議題の2番「特定最低賃金の金額改正の必要性の有無にかかる審議の進め方について」です。

労働者側から7件の特定最低賃金について、改正申出があり、本日諮問を受けました。

これから、それぞれの特定最低賃金の調査審議に入ることになります。

前回7月1日の審議会では、今後の審議の進め方について、使用者代表側はその必要性の審議については各専門部会で個別審議を求めたい、ということでした。他方、労働者代表側は一括審議を求めたいということで、意見が割れており、結論は出ませんでした。

その後、ご意見はどうなったでしょうか。

まず、労働者側委員からお聞きしたいと思います。お願いします。

○堀井委員

労働者側として、堀井から発言させていただきます。

前回主張しましたとおり、今まで積み上げてきました歴史を重視して、特定最賃の 審議に取り組んでいきたいと考えているということに変わりはないということを冒頭 お伝えしたいと思います。

そのため、新型コロナウイルスを起点とします必要性有無の審議を専門部会で行うということについては、有事としての対応であり、平時となって、一旦元の運用に戻して審議することが望ましいということは申し上げておきたいと思います。

さて、前回の本審の場で使用者側委員から、円滑な運営について、協力していくという旨のご発言がございました。

労働者側としましては、その協力が前向きなものであるとし、ぜひとも円滑な運営を実現することを強く要望しまして、今年度は専門部会での必要性審議に同意をしたいと考えております。

なお、次年度以降、過去に実績があります必要性審議について、専門部会で審議する場合と本審で一括審議する場合に分けて、それぞれ審議していくというような別の 円滑な方法もありますので、それを前もってお伝えしておきたいと思います。以上で す。

○梅野会長

続いて、使用者側代表はいかがですか。

○松岡委員

使用者側につきましては、前回と同じでありまして、今の労働者側からのご意見に 従って、各専門部会設置でやっていただきたいと考えております。

また、先ほど堀井委員がおっしゃいましたように次年度以降のやり方に関してもこちらもしっかり事前に協議させていただいて、良い方法でやっていけたらと考えております。以上です。

○梅野会長

ありがとうございます

ただ今の労使双方委員のご発言から、今年も各専門部会を設置し、改正の必要性有 無の審議から行っていくということですが、よろしいですか。

○各委員

はい。

○梅野会長

それでは、改正必要性審議から各専門部会で行うことといたします。

早速ですが、初めに特定最低賃金の各専門部会設置の手続きを行い、最後に労使から特定最低賃金改正に関して基本的な考え方、ご意見がございましたら伺いたいと思います。

では、一つずつ確認しながら進めます。

まずは、申出いただいた7件の特定最低賃金の改正必要性の調査審議について、審議会として個別に最低賃金法第25条第1項の専門部会を設置し、専門部会において調査審議を行うこととする、ということでよろしいですか。

○各委員

はい。

○梅野会長

次に、改正必要性ありとされた場合、最低賃金法第25条第2項により、専門部会を 設置して金額審議をすることとなっていますが、改正必要性の審議と金額改正の審議 については、同じ専門部会で行うこととして進めていってもよろしいですか。

○各委員

はい。

○梅野会長

最後に、専門部会の決議の取扱いですが、前回の審議会で確認させていただいたとおり、今年につきましても、各専門部会において全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項「審議会は、あらかじめその議決をするところにより、最低賃金専門部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。」ということを適用させていただくことといたします。

以上で専門部会の設置にかかる手続きが終了いたしました。

専門部会委員の推薦、それから日程等については、後で事務局から説明いただきたいと思います。

では、これから特定最低賃金について、審議に入っていきますが、特定最低賃金の 審議に当たって、追加で何かご意見等はございますか。

○各委員

(特になし)

○梅野会長

ありがとうございました。

それでは、本件についてはこれで終わりまして、続いて、議題3番「事業場からの意見聴取について」、それから議題4番「実地視察の報告」に入ります。

ここからは、特定の個人又は事業場に関する内容に触れますので、個人情報や企業情報の保護に支障を及ぼすおそれがあるために、その部分についてのみ非公開とさせていただきます。

恐れ入りますが、傍聴の方は退席をお願いいたします。

なお、議題の4番「実地視察の報告」が終わりますと、最後に議題の5番「その他」 として今後の日程等の確認を行う予定としています。

その部分の傍聴を希望される方は事務局に申出いただき、一度別室にて待機をお願いいたします。

では、事務局は準備をお願いいたします。

(傍聴者退場)

○梅野会長

それでは、事務局から意見聴取についての説明をお願いいたします。

○安積賃金室長

はい、では事務局から、説明させていただきます。

特定最低賃金につきましては、本日、改正の必要性の有無等について諮問をさせて いただいたところでございます。

今後の最低賃金改正審議の参考としていただきたく、「鉄鋼業」と「電子部品等製造業」の2業種から各1社ずつお呼びしております。

意見聴取の順番も、最初に「鉄鋼業」を、続きまして、「電子部品等製造業」を予定しております。

1社当たりの説明時間は10分程度としておりまして、その後、質疑応答が10分程度ということで予定させていただいております。

予定の開始時刻といたしましては、1社目が10時20分から、2社目が10時40分からとしておりますので、準備が整い次第、始めさせていただきたいと思います

では、最初の事業場の方をお呼びさせていただきます。

○飯田賃金指導官

では、「鉄鋼業」を対象とした意見聴取として、ご意見をお伺いする方をご紹介いたします。

(参考人の所属会社名、役職、氏名を紹介)

○梅野会長

本日はお忙しいところ、ありがとうございます。

本審議会の会長を務めております梅野と申します。

本日は今後の最低賃金の改正審議の参考とするために、関係業界の現状をお聴きしたいと思います。

早速ですが、10分程度、この資料に沿いながら、ご説明をお願いいたします。

○参考人

(事業所に関する事項、労働条件、賃金の改定状況、事業経営の環境、最低賃金等について、説明)

○梅野会長

ありがとうございます。

ただ今の発表につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

(松岡委員より、企業全体のパート社員の人数及びその賃金状況、吉川委員よりパート社員の地域別賃金状況、初任給の大幅な引上げ理由、採用状況、堀井委員より労務費の価格転嫁の進捗状況について、質問があり、参考人よりそれぞれ応答が行われた。)

○梅野会長

貴重なご意見ありがとうございます。

今後の審議の参考とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

(参考人退席)

○飯田賃金指導官

では、「電子部品等製造業」を対象とした意見聴取を始めさせていただきます。 ご意見をお伺いする方をご紹介します。

(参考人の所属会社名、役職、氏名を紹介)

○梅野会長

本日はお忙しいところ、ありがとうございます。

本審議会の会長を務めております梅野と申します。

本日は今後の最低賃金の改正審議の参考にさせていただくということで、関係業界 の現状をお聴きしているところです。

早速ですが、10分程度で、この資料に基づいて、お話をいただけますでしょうか。 お願いいたします。

○参考人

(事業所に関する事項、労働条件、賃金の改定状況、事業経営の環境、最低賃金等について、説明)

○梅野会長

ありがとうございます。

ただ今の発表につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

(堀井委員より定年再雇用者やパート社員での時間給適用者の存在とその支給額、事業場内最低給与額者の時間給換算について、松岡委員より最低賃金引上げと雇用延長者の賃金額設定との関連、定年年齢について、松下委員よりグループ各社の業種区分け、グループ会社間における賃金水準格差問題について、質問があり、参考人よりそれぞれ応答が行われた。)

○梅野会長

貴重なご意見ありがとうございます。

今後の審議の参考にさせていただきます。

本日はありがとうございました。

(参考人退席)

○梅野会長

意見聴取は終了いたしました。続いては、議題4番「実地視察報告」です。 この審議会においては、平成29年度から実施している地域別最低賃金に係る実地視察です。

今年度は、地域別最低賃金が適用される2つの事業場について、視察を行いました。 実地視察の結果について、視察を行った委員から報告をいただきます。

最初に、「小売業」の実地視察についてですが、千田委員が欠席しておりますので、 事務局から代読をお願いします。

○安積賃金室長

では、小売業にかかる実地視察について、ご報告させていただきます。

(視察結果に基づき、事業所の概要、事業所視察状況、使用者及び労働者からの意見 聴取結果等について、説明)

○梅野会長

ありがとうございます。

参加された他の委員、吉川委員何かございますか。

○吉川委員

(視察を行った事業所については、職場環境・風土が良く、離職率が非常に低いという感じを受けた。パート社員自体は予想より少なく、あくまでも繁忙期を中心に働き、年間で調整されている。労働者にとって非常に働きやすく、定着率の高い良い会社だと思ったとの補足説明)

○梅野会長

ありがとうございました。

それでは、次の2件目です。

「飲食業」の実地視察、桜間委員からご報告をお願いいたします。

○桜間委員

それでは、飲食業についての視察報告をいたします。

(視察結果に基づき、事業所の概要、事業所視察状況、使用者及び労働者からの意見 聴取結果等について、説明)

○梅野会長

ありがとうございます。

その他参加されました小西委員、松岡委員何かございますか。

○松岡委員

(パートアルバイトの方に対して、年収の壁の意識というのが思った以上に分厚く、 最低賃金が上がって、段々追い詰められ、うまくそこを突破していけるか、あるいは 就業調整を続けていくかというのはここ2、3年注意していかないといけないと思っ たとの補足説明)

○梅野会長

ありがとうございます。

何かご質問等はございますか。

○各委員

(特になし)

○梅野会長

よろしいですか。

では、実地視察報告は終わります。

続いて、最後の議題5番「その他」に入ります。

事務局から傍聴の方に声掛けをお願いいたします。

○飯田賃金指導官

傍聴の方は全て帰られました。

○梅野会長

了解しました。

では、議題の5番「その他」に入ります。

各委員から何かございますか。

○各委員

(特になし)

○梅野会長

それでは、事務局からお願いします。

○安積賃金室長

では、事務局より次回日程のことも併せまして、2点ご説明させていただきたいと思います。

まず、1点目につきましては、本日設置を確認いたしました特定最低賃金の専門部 会に関してです。

専門部会委員の推薦公示につきましては、本日7月19日金曜日から8月5日月曜日までの期間としたいと考えております。

各専門部会につきましては、その委員任命後に個別に日程調整をさせていただき、 まずは各専門部会の1回目を8月20日以降の8月中に開催できるよう、日程調整を進 めていくこととしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この各専門部会におきまして、全会一致で改正の必要性ありとなった場合について は、各専門部会において、引き続きその金額審議をしていくという流れになります。

続きまして、2点目ですが、次回の第670回の審議会につきましては、7月29日月曜日の午前9時半の開催とさせていただきます。通常は10時開催が多いのですが、次回につきましては、9時半開催とさせていただきますので、よろしくお願いいたしま

す。

この本審において、昨年は兵庫県最低賃金についての意見聴取するための公示を行った上で、意見書の提出があった団体等からの意見陳述を行っていただきました。

今年も昨年同様に意見陳述の希望がもうすでに出てきておりますので、次回の本審での意見陳述の実施の可否について、この後に確認を取っていただけたら良いかと思います。

また、次回の7月29日の本審終了後、11時15分から引き続いて、第1回兵庫県最低賃金専門部会を行いたいと考えております。その1回目の専門部会では、部会長等の選出審議を行いたいと考えております。

最後になりますが、前回の7月1日に開催いたしました審議会以降で、当審議会あてに提出された要請書がございますので、ご報告をさせていただきます。

別添資料の一番後ろに資料5として付けておりますが、兵庫県弁護士会から「目安制度によらない地域別最低賃金の大幅引き上げと中小企業への充分な支援を講じることを求める会長声明」が当審議会あてに提出されております。

また、ご確認いただければと思います。

事務局からの説明としましては、以上となります。

○梅野会長

次回は、7月29日月曜日午前9時30分から本審、また同日本審終了後引き続き第 1回目の専門部会を開催します。

併せて、次回の審議会及び専門部会についても、昨年同様、公開として、開催します。

意見陳述について、関係者からの希望があるようでしたら、例年どおり認めることとしたいと思います。

よろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○梅野会長

では、次回7月29日審議会は公開とした上、意見陳述を行うことにいたします。 何か、他ございますか。

○各委員

(特になし)

○梅野会長

なければ、審議会は終了いたします。

ありがとうございました。
梅野 巨利
<u> </u>
松岡 直哉